

全建労発第 69 号
平成 27 年 10 月 9 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働
安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政省令により、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質とし、健康障害防止措置として作業主任者の選任等の実施が義務付けられ、1, 2-ジクロロプロパンによる清掃業務に係る健康管理手帳の交付要件を変更する等について、平成 27 年 11 月 1 日より施行する旨、周知依頼がありました。

つきましては、貴協会会員に対しまして、この趣旨をご理解いただき本改正内容を周知頂きますようお願い申し上げます。

以上